

学会運営規程

平成 24 年 4 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学会の運営を円滑に行うために定めるものとする。

(開催)

第 2 条 学会は県内 5 ブロックの持ち回りとする。ただし、開催地は利便性を考慮し、松江地区、出雲地区、浜田地区とする。

2. 会期は 11 月末から 12 月初めが望ましい。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

(学会の内容)

第 3 条 学会は教育講演（公開講演）、一般演題発表をはじめ、作業療法（士）の公益及び啓発活動を兼ねる内容があることが望ましい。

(学会長)

第 4 条 学会長は、ブロック内で会員の互選により選出する。また、理事会にて候補者を推薦することができる。

2. 学会長は、実行委員会を組織し、その業務を統括する。
3. 学会長は、学会の企画運営について県士会長と連絡をとる。
4. 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。
5. 学会長は、演題採否決定の権限を有する。

(学会の組織)

第 5 条 運営にあたり財務担当、庶務・文書担当、進行・アナウンス担当、演題・抄録広報担当、展示担当、会場担当、受付担当、接待担当等の必要な担当を設け、実行委員会を組織する。

2. プログラムは別記学会開催マニュアルを参考にしてもよい。
3. 本会他部署や他団体との連絡調整、協力及び連携等が必要な場合は、会長や各部部长と連絡を取り合うものとする。

(学会の運営費)

第 6 条 学会参加費、広告費及び県士会からの補助金をもって運営する。

(会計)

第 7 条 学会の予算及び決算は一般会計とは別に分けて行い、報告する。

(参加費)

第 8 条 学会の参加費の区分は会員、非会員、学生を設ける。

2. 一般からの参加費は徴収しない。ただし、資料代として実費を納めるものとする。

(演題応募の資格)

第 9 条 社員は演題発表の応募資格をもつ。ただし、当該年度の会費が納入済みであること。

(抄録集)

第 10 条 学会発表内容は、学会開催までに抄録集として発行する。

(物品展示)

第 11 条 学会において業者による物品展示を行うことができる。

2. 展示業者には、展示にかかる費用を求めることができる。

3. 展示業者には、広告費を求めることができる。

(規定の変更)

第 12 条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

学会開催マニュアル（参考）

島根県作業療法学会開催マニュアル

プログラム（案）

1 日目	2 日目
	(午前) 教育講演
(午後) 受付 ワークショップ 実技セミナー 業者展示など	(午後) 一般演題発表

スケジュール

10ヶ月前	実行委員会の立ち上げ（スケジュール、予算と役割分担の確認） 内容の検討と役割分担 会員に向けての一般演題募集 教育講演の内容を検討 会場の予約手続き
4ヶ月前	一般演題受け付け締め切り
3ヶ月前	一般演題抄録と教育講演レジメを提出 抄録集の作成
2ヶ月前	抄録集の発送 会員及び他職種（他団体）に向けて案内及び公文書発送 当日までのスケジュールの確認
当月	当日の役割分担および必要物品の確認

役割分担

係	分掌事項
財務担当	予算編成、収入支出管理、決算報告など
庶務・文書担当	文書作成、事務処理全般など
進行・アナウンス担当	司会進行、アナウンス原稿作成など
演題・抄録広報担当	演題募集、抄録作成など
会場担当	会場設営、スライド、照明、マイク、タイムキーパーなど
受付担当	参加者受付、演者受付、来賓受付など
接待担当	講師接待など
その他	懇親会担当、業者対応など